平成２１年（フ）第４００５号
札幌市手稲区西宮の沢６条２丁目３番７―103号
債務者　藤原　君子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４００８号
札幌市手稲区稲穂３条３丁目10番17号
債務者　皆川　勝美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１１号
北海道石狩市花川南６条４丁目259番地　リベラルハイム205号
債務者　久保　奈々
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０１３号
札幌市中央区南13条西６丁目３番13号　レジデンスＡ―201号
債務者　大橋　俊二
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３５号
札幌市東区北41条東15丁目２番25―107号
債務者　高橋　浩一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０３８号
札幌市白石区北郷５条５丁目３番10号　スカイスクレーバー北郷205号
債務者　会田由記夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０４１号
札幌市厚別区厚別西３条５丁目４番１号
債務者　吉村　芳美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５０号
札幌市東区北21条東１丁目３番35―201号
債務者　草島　麻美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５３号
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目４番７―101号
債務者　蛭名　政範
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５４号
札幌市厚別区厚別中央４条３丁目４番７―101号
債務者　蛭名　澄子（旧姓武田・長内）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０５７号
札幌市豊平区平岸４条７丁目４番19号　第１鈴蘭マンション１階左角
債務者　城田　樹好
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６２号
札幌市北区新琴似６条15丁目１番２号　六光ハイツＣ号
債務者　田村　修治
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０６３号
札幌市北区新琴似６条15丁目１番２号　六光ハイツＣ号
債務者　田村　明美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８２号
札幌市東区北47条東１丁目１番30―205号
債務者　青木　和之
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０８８号
札幌市豊平区平岸２条４丁目３番18―302号
債務者　関本　伸一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９４号
札幌市東区北48条東16丁目１番７号　シャルム栄101号
債務者　松岡　　紗（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４０９６号
札幌市豊平区美園５条１丁目１番１号　パークアヴェニュー広和№10　703号室、住民票上の住所北海道苫小牧市北光町２丁目14番10―506号
債務者　中橋　ミチ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで　札幌地方裁判所民事第４部